

2022年12月

受益者の皆さまへ

SOMPOアセットマネジメント株式会社

SOMPO日本株バリュー・プラスファンド **繰上償還<予定>のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「SOMPO日本株バリュー・プラスファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、繰上償還の実施を予定しております。

この繰上償還につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律の規定にしたがい、手続きを行います。

繰上償還の理由、手続き等につきましては、後掲する詳細をご参照下さい。

なお、今般の繰上償還に賛成いただける場合には、お手続きの必要はございません。

賛成いただけない方のみ、後掲「3. 書面決議にあたっての議決権行使の方法」をご確認のうえ、お手続きください。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

[本件に関するお問い合わせ先]

SOMPOアセットマネジメント株式会社 リテール営業部

電話番号 0120-69-5432 （受付時間：平日*の午前9時～午後5時）

※土曜、日曜、祝日、振替休日、国民の休日、年末年始（12/31～1/3）を除いた日

1. 繰上償還の理由

当ファンドは、2016年10月25日に設定し、現在まで運用を行ってまいりましたが、受益権の総口数は設定来1億口を超えることのない状況が継続しており、効率的な運用を行うことが困難な水準に近づきつつあります。今後も純資産総額の増加は見込み難く、繰上償還を行うことが受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

2. 今後の手続きと日程

| 内容 | 日程 | 詳細 |
|-------------------|------------|---|
| 受益者の確定 | 2022年12月6日 | 左記時点の受益者が対象となります。 |
| 書面による 議決権行使の期限 | 2023年1月5日 | 2023年1月5日まで、書面により議決権を行使することができます。 ※詳細は後掲「3. 書面決議にあたっての議決権行使の方法」をご参照ください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">繰上償還に賛成いただける場合、 特別な手続きは必要ありません。</div> |
| 書面による決議の日 | 2023年1月6日 | 期限までに受付けた議決権行使口数を集計します。 <u>議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。</u> 上記の議決権口数による賛成を得られず、本書面決議が否決された場合は、繰上償還は行いません。 この場合、速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。書面決議の結果は、弊社ホームページで閲覧いただけます。 |
| 繰上償還予定日 | 2023年2月27日 | 正式決定した場合、繰上償還いたします。 |

- ・基準価額は運用状況等により償還日まで変動します。

繰上償還することとなった場合、償還準備のため組入れ資産を売却する予定ですので、書面決議日から償還までの間は運用の基本方針に沿った運用ができなくなる可能性があります。ご注意ください。

3. 書面決議にあたっての議決権行使の方法

(1) 繰上償還に賛成いただける場合

特別なお手続きは必要ありません。

※受益者が議決権を行使しない場合（「議決権行使書面」を郵送しない場合）は、書面決議について賛成するものとさせていただきます。

(2) 繰上償還に反対される場合

本書面及び添付の「書面決議参考書類」等をご確認いただき、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入のうえ、書面による議決権行使の期限（2023年1月5日）までに、弊社までご郵送下さい。

<締切日> 2023年1月5日弊社必着（2023年1月6日以降の到着分は無効となります。）

<宛先>（同封の返信用封筒をご利用ください。）

〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目2番16号 共立日本橋ビル
SOMPOアセットマネジメント株式会社
投資信託業務部ディスクロージャーグループ

(3) ご注意事項

- ・ 受益者が、議決権を行使しない（「議決権行使書面」を委託会社へ送付しない）場合は、前掲1.の繰上償還（以下「議案」といいます。）について賛成するものとさせていただきますので、賛成いただける場合にはお手続きの必要はございません。
- ・ 本議案についての賛否の欄に記載がない議決権行使書面をご送付された場合には、本議案について賛成するものとさせていただきます。
- ・ 同一の受益者の方が同一の議案について、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、全ての議決権を無効とさせていただきますのでご了承ください。
- ・ 議決権を行使することができる受益者の受益権口数を確認するため、取扱販売会社に対して口数の確認を行います。その際、必要がある場合にはご本人確認のための書類をご提出いただくことがあります。
- ・ **繰上償還の決議に反対されたか否かにかかわらず、取扱販売会社において通常通り、ご換金のお申込みを受付けます。**

4. 反対受益者の買取請求手続き

ファンドは、議決権の行使期間中および書面決議後も、通常通り換金のお申込みを受付けているため、反対受益者による買取請求は行いません。

個人情報の取扱いについて

書面決議にあたり、お客さまに関する情報を販売会社、受託銀行（再信託受託会社を含みます。）および委託会社（弊社）が共有することにご同意いただいたこととします。なお、本手続きにともない取得した個人情報は書面決議のためのみに利用いたします。

以上